

排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令案新旧対照表

排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（平成五年総理府令第五十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則  
1 (略)  
2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この府令の施行の日から九年間は、この府令による改正後の排水基準を定める総理府令（以下「改正後の総理府令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
3・4 (略)

附 則  
1 (略)  
2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この府令の施行の日から六年間は、この府令による改正後の排水基準を定める総理府令（以下「改正後の総理府令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
3・4 (略)

附則別表

附則別表

有害物質の種類	鉛及びその化合物 (単位 鉛の量に 関して、一リッ トルにつきミリ グラム)	業 種	許容限度
	黄鉛顔料製造業		〇・二
セレン及びその化合物 (単位 セレンの 量に関して、一 リットルにつき ミリグラム)	セレン化合物製造業	銅第一次製錬・精製業（セレン製造工程を有するものに限る。）	〇・五
		セレン化合物製造業	・五
備考 (略)			

有害物質の種類	鉛及びその化合物 (単位 鉛の量に 関して、一リッ トルにつきミリ グラム)	業 種	許容限度
	黄鉛顔料製造業		〇・三
セレン及びその化合物 (単位 セレンの 量に関して、一 リットルにつき ミリグラム)	セレン化合物製造業	銅第一次製錬・精製業（セレン製造工程を有するものに限る。）	一
		セレン化合物製造業	二
備考 (略)			